

令和 6・7 年度塩竈市小規模工事等契約希望者登録申請要領

1. 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、塩竈市契約規則に基づく資格審査（いわゆる競争入札参加資格者登録）を受けていない方でも「少額で内容が簡易な工事」の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する工事等のうち小規模の工事において業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的とします。
- (2) 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模の工事において、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもので、1件の工事設計額が130万円以下のものとします。
- (3) 原則として複数の業者での見積合わせにより、最低価格者と契約します。
- (4) 施工は、塩竈市契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- (5) いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録することが必要です。

※業種の例

- ① 建築関係
ガラス、サッシ、網戸、建具、壁、屋根、門扉、内装（カーテン、カーペット）、
塗装、錠鍵、タイル、ブロック、雨樋
- ② 設備関係 電気器具、配線、照明、放送機器、空調機器、ボイラー、ガス機器、
排水詰まり
- ③ 土木関係
防護柵、舗装、土工

2. 登録できる方・できない方

- (1) 登録できる方
塩竈市内に主たる事業所を置いて建設業を営んでいる方で、建設業の許可の有無、
経営組織、従業員数は問いませんが、次に該当する方は除きます。
- (2) 登録できない方
次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。
 - ① 塩竈市内に主たる事業所又は住所を有しない方
 - ② 破産者で復権を得ていない方
 - ③ 塩竈市契約規則に基づき、既に塩竈市競争入札参加者名簿（有資格者名簿）に登録されている方
 - ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
（例：電気工事、管工事、消防施設工事等）
 - ⑤ 市税等を滞納している方

3. 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付し提出してください。

- (1) 希望する業種を履行するため必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
 - ① 法人の場合
登記事項証明書の写し、代表者の印鑑証明、法人市民税等の納税証明書
(申請時で3ヶ月以内のもの)
 - ② 個人の場合
市税等の納税証明書(申請時で3ヶ月以内のもの)

※Web 申請フォームで申請する場合は、必要事項を記入押印した登録申請書と、上記の証明書等の書類をスキャニング等により PDF ファイルに変換したものを添付し申請すること。

4. 登録の受付

- (1) 受付期間
 - ①令和6年2月5日～3月15日(土・日・祝日を除く)
午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)
 - ②令和6年4月1日以降(土・日・祝日を除く)
午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)
- (2) 有効期間
 - 上記①で申請の場合
令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)
 - 上記②で申請の場合
受付日の翌月から令和8年3月31日
- (3) 受付場所
 - ①Web 申請フォームでの受付(<https://logoform.jp/form/yL3H/397087>)
 - ②総務部管財契約課契約係 (市役所本庁舎2階)

5. 名簿に登録されると

- (1) 小規模工事等契約希望者登録名簿は庁内に公開し、小規模工事等の業者選定に活用されます。
- (2) 契約制度の透明性確保のため、閲覧等一般にも公開します。
- (3) この名簿に登載されても指名や契約を約束するものではありません。
- (4) 市税等を滞納している期間は指名の対象外となることがありますので、ご注意ください。

6. 登録事項の変更等

登録名簿に登載された方で、登録事項に変更があった時や事業を廃止した時には、小規模工事等契約希望者登録事項変更届・廃止届を、速やかに提出してください。

7. 登録の取り直し

登録名簿に登録されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

- (1) 2の登録できない方に該当するようになった場合
- (2) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど、不正又は不誠実な行為があった場合

8. 契約時

- (1) 契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。
- (2) 現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行って下さい。

9. 請負代金の支払

- (1) 施工完了後の検査に合格後（手直しがあった場合はその完了後）、請求に基づき支払います。
- (2) 支払は、正当な請求を受けた日から30日以内です。なお、前払金や部分払金はありません。

問合せ・登録受付先
塩竈市総務部管財契約課契約係
（本庁舎2階）
☎355-5781（直通）

納税証明書についてのお願い

小規模工事等契約希望者登録の申請をする方は、下記により**塩竈市の全税目の納税証明書**を添付して下さい。

1. 証明書の申請について

法人の納税証明書の申請で会社の代表者印がない場合や、個人の納税証明書の申請で同一世帯の親族を除く代理の方が申請される場合は、**委任状が必要**になります。

2. 納税証明書について

塩竈市税の納期の過ぎた**全税目**を滞納していないことの証明です。

3. 納付の確認について

- (1) 最近納めた市税がある場合、納付の確認ができないことがありますので、その領収書を持参してください
- (2) 法人等市民税の申告を最近された場合は申告書の控えと領収書を持参してください。

4. 証明書の申請に関する問合せ先

塩竈市総務部税務課諸税係 (TEL : 022-355-5849)